各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 格市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 岸 小夜子

学年末から学年始めにかけての生徒指導等について(通知)

このことについては、毎年同時期に指導いただいているところですが、学年末から学年始めにかけての時期は、児童生徒にとって、新しい学年での学校生活への夢や希望に胸をはずませ、新たな決意を抱いて新年度の計画を立てるなど、自主的・自律的に生きる力を身に付けるよい機会です。

しかしながら、この時期は、長期休業等で気持ちが開放的になり、通常の時期では考えられない非行に 及ぶことや思わぬトラブルに巻き込まれることなどが危惧されるほか、新たな環境への不安などから不登 校になることも懸念されることから、事故や問題行動等の未然防止に万全を期すことが、一層求められま す。

ついては、この時期を迎えるに当たり、別記の事項に留意の上、児童生徒が有意義な日々を過ごすことができるよう十分な指導を行うとともに、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、事故等の未然防止に万全を期すようお願いします。

特に、今年度については、次の事項に留意の上、指導をお願いします。

記

1 インターネット上のトラブルの未然防止

文部科学省が関係府省庁とともに実施している「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(平成 31 年 2 月から平成 31 年 5 月まで実施)の趣旨を踏まえ、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策及びインターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。

2 いじめの問題への対応

各学校においては、「北海道いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、年度内に確実に学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行うこと。また、入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒やその保護者に対し、自校のいじめ防止基本方針の内容やいじめに対する取組について説明するとともに、関係資料を配付するなど、いじめの未然防止等の取組を一層充実させ、児童生徒が安心して学校生活を過ごせる学校づくりに努めること。

3 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応

各学校においては、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による教育相談・健康相談等を通じて、児童虐待の疑いの有無について点検を行うなど積極的な対応を行うこと。

高校教育課高校教育指導グループ高校教育課キャリア教育指導グループ義務教育課等力向上推進グループ義務教育課学力的上推進グループ義務教育課子ども地域支援グループ教育環境支援課部活動対策推進グループ教育環境支援課部活動対策推進グループ生涯学習課社会教育・読書推進グループ参事(生徒指導・学校安全)生徒指導・学校安全グループ

1 学年末から学年始めの生活に関する指導等について

(1) 規律ある生活に向けた指導

児童生徒が休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、 生活リズムチェックシートや各種リーフレットを活用するなどして指導すること。

その際、児童生徒が継続的に取り組むことができる宿題を出したり、学校等における補充的学習サポートの機会を提供したりするほか、保護者に対し、家庭でのルールや目安(勉強する時間、運動の時間、テレビやゲームの時間等)を決め、しっかり守るよう子どもと話し合うことなどについて働きかけること。

なお、学年末から学年始めの生活の心得を作成する場合には、児童生徒の意見や保護者の考え 方、地域社会の実情等を踏まえた上で、学校の指導方針を明確にし、保護者や地域住民等に広く 理解と協力が得られるよう努めること。

(2) 児童生徒の悩み等への対応

新学期に向けて児童生徒との面談を実施し、悩み等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて休業期間を利用して家庭訪問を行うなど、児童生徒の実態を踏まえ適切に指導・援助すること。

(3) 体験活動等への参加の奨励

青少年体験活動支援施設等の関係機関・団体等との連携を図り、児童生徒が、自然体験活動やボランティア活動、親子の共同体験活動、異世代との交流活動の体験活動に積極的に参加するよう奨励すること。

また、部活動休養日の趣旨を踏まえ、生徒が多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させることができるよう働きかけること。

(4) アルバイト就労に関する指導

アルバイトを行う場合には、必ず学校への届出を行わせ、保護者や関係者との連携の下に、職種や就労時間を確認するなど、就労の際の安全確保や問題行動の防止等について指導すること。

2 新学期に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底について

(1) 命を大切にする指導の徹底

自分の命、他の人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、新しい環境に 馴染めないなどの悩みによる自殺の防止に向けて、教育相談、保護者への家庭における見守りの 依頼、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を確実に実施すること。

また、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

保護者や地域住民等と連携を図り、児童生徒の交友関係や生活の状況を把握するなどして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。

また、校内及び校外におけるいじめの相談や通報を受け付ける窓口の周知や、いじめを受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることの大切さを理解させる指導を確実に行うとともに、学校は、児童生徒から相談や通報を受けた際に、「学校いじめ対策組織」を中心に組織的な対応がとれる体制整備に努めること。

(3) 学校間及び学年間等の連携強化

いじめ等の問題行動等の未然防止に向け、プライバシーに配慮し、必要に応じて出席状況や交 友関係、家庭環境等の情報を進学先等に提供するとともに、関係学校における学習指導や生徒指 導、教育相談等の状況について情報を確実に共有すること。

特に、不登校については「児童生徒理解・支援シート」等を活用して引継ぎを確実に行うとともに、不登校に至らないまでも休みがちであることや、学級編成等を行う上で配慮を必要とする交友関係、特別な配慮を必要とする障がいの状況や児童生徒を指導した際の家庭との連携状況など、進学先等において望ましい人間関係づくりを支援するための情報については十分に共有すること。

また、児童虐待等で関係機関等と連携している場合には、遺漏なく情報が引き継がれるようにすること。

なお、入学前のできるだけ早い時期に関係学校間で情報を共有する機会を設定するとともに、 入学後においても、引き続き連携を図ること。

(4) インターネット上のトラブルの未然防止

コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による性犯罪や誘拐等の被害や、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に向けて、インターネット等を通じた有害情報の危険性や対応策及びインターネット等の安心・安全な利用についての指導を徹底すること。

(5) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動等においては、児童生徒の体調などに十分配慮するとともに、運動種目の特性 を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。

(6) 犯罪(触法)行為、不良行為等の未然防止

盗撮やわいせつ、窃盗、器物損壊、暴力行為等の犯罪(触法)行為や、夜遊び、飲酒、喫煙等の不良行為等の未然防止に向けて、人間としての倫理観や規範意識等を育成するとともに、家庭や地域と連携し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を充実すること。

(7) 薬物乱用の防止

児童生徒一人一人に薬物の有害性や危険性についての正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」という意識が醸成されるよう指導すること。

(8) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応することができない児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等との一層の連携を図ること。

また、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、児童相談所等に対して速やかに通告すること。

(9) 児童生徒の安全確保

警察など関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、 痴漢や性的な暴力等の被害者とならないよう、児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険 を予測し回避できるよう指導すること。

(10) 春季の屋外レジャー等による事故の防止

児童生徒がスキー、スケートや雪遊び、そり遊び等を行う場合には、危険な滑走をしたり立入禁止場所に入ったりしないなど、施設でのきまりやマナー、健康状態、気象条件等に十分留意することなどを指導すること。

また、道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など危険が予測される場所を避けるよう指導を徹底すること。

(11) 交通事故の防止

「学校安全読本」(平成22年 北海道教育委員会)等を活用し、交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導するとともに、小学校が実施する行事等の機会に、小学校と幼稚園等とが連携した交通安全に関する指導や保護者への啓発資料の配布などの取組を行うこと。

また、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット 着用等の自転車の安全な利用や事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定した万 全の備えを講じること、交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、 事故の概要を警察へ通報するなど適切に対処することについて指導すること。

3 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

児童生徒の健全育成に向けて、地域社会が一体となった取組を進めるため、地域いじめ問題等対策連絡協議会や学校警察連絡協議会等を通じ、市町村教育委員会、学校、PTA、青少年・女性団体、警察、児童福祉施設、地域の商店などへ積極的に連携を働きかけるとともに、「子どもの健全育成サポートシステム」等の活用を図るなどして、地域全体で児童生徒のサインをしっかりと受け止め、様々な事例に臨機応変に対応できる実効性のある体制づくりに努めること。

<参考通知>

【別記1(1)】「『暴力行為のない学校づくりに向けて〜小学校における暴力行為に対する指導の充実〜(教職員用)』及び『小さな変化を見つめるとサインが見えてきます!〜子どもの粗暴な行為を未然に防止するために〜(保護者用)』について」

(平成27年12月3日付け教生学第764号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記1(3)】「部活動休養日等の完全実施について」

(平成30年3月16日付け教職第2425号 教育長通知)

【別記1(4)】「高校生のアルバイト就労に関する指導について」

(平成26年2月25日付け教生学第810号 学校教育局高校教育課長、学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

「少年の非行及び犯罪被害防止に向けた指導について」

(平成29年10月11日付け教生学第567号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(1)】「命を大切にする指導の充実について」

(平成24年7月9日付け教生学第264号 学校教育局長通知)

「命を大切にする教育の一層の充実について」

(平成27年6月26日付け教生学第309号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処 の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」

(平成30年1月26日付け教生学第835号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の自殺予防に係る取組について」

(平成30年12月4日付け教生学第713号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(2)】「児童生徒のいじめの問題に対する取組の徹底について」

(平成24年7月19日付け教生学第291号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いじめの問題に対する取組の徹底について」

(平成27年7月10日付け教生学第361号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について」

(平成27年8月5日付け教生学第433号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いじめの問題に対する取組の徹底について」

(平成28年1月5日付け教生学第831号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いじめ根絶に向けたメッセージ『いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに』について」

(平成28年4月8日付け教生学第27号 教育長通知)

「東日本大震災等に伴う避難世帯へのメッセージについて」

(平成28年12月13日付け教生学第869号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」

(平成28年12月19日付け教生学第883号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について」

(平成29年4月17日付け教生学第46号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」

(平成29年4月18日付け教生学第60号 学校教育局長通知)

「北海道いじめ防止基本方針の改定について」

(平成30年2月15日付け教生学第893号 教育長通知)

「いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の一層の充実について」

(平成30年4月13日付け教生学第54号 学校教育局長通知)

【別記2(3)】「不登校児童生徒への支援の在り方について」

(平成28年9月28日付け教生学第634号 学校教育局長通知)

「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」

(平成30年4月25日付け教生学第91号 学校教育局長通知)

「平成30年度『児童虐待防止推進月間』の実施について」

(平成30年11月5日付け教生学第630号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(4)】「高校生のスマートフォン等の使用に対する指導について」

(平成27年3月30日付け教高第2115号 学校教育局長通知)

「児童ポルノ事犯の『自画撮り被害』増加に伴う広報・啓発について」

(平成28年11月14日付け教生学第767号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の性被害防止対策への協力について」

(平成29年7月7日付け教生学第308号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(5)】「児童生徒の体育活動中の事故防止について」

(平成25年7月5日付け教健体第405号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 通知)

「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月25日付け教健体第734号 学校教育局健康・体育課長通知)

「学校における体育活動中の事故防止等について」

(平成30年4月12日付け教健体第45号 学校教育局長通知)

「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」

(平成30年5月1日付け教健体第105号 学校教育局健康・体育課長通知)

「冬季における体育活動中の事故防止について」

(平成30年11月26日付け教健体第655号 学校教育局健康・体育課長通知)

【別記2(6)】「高等学校等における生徒指導の徹底について」

(平成26年3月18日付け教生学第905号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」

(平成27年9月3日付け教生学第516号 学校教育局長通知)

「児童生徒の生命及び安全にかかわる適切な対応について」

(平成27年10月16日付け教生学第628号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒による犯罪行為の未然防止について」

(平成28年7月21日付け教生学第412号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(7)】「薬物乱用防止教育の更なる充実について」

(平成26年8月27日付け教健体第580号 学校教育局健康・体育課長通知)

「薬物乱用防止に関する指導の徹底について」

(平成27年11月16日付け教健体第769号 学校教育局長通知)

「薬物乱用防止教育の推進について」

(平成28年2月2日付け教健体第975号 学校教育局健康・体育課長通知)

【別記2(8)】「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報 について」

(平成24年11月6日付け教生学第574号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」

(平成27年4月2日付け教生学第6号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策 に係る対応について」 (平成27年8月24日付け教生学第475号 学校教育局長通知)

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」

(平成30年7月26日付け教生学第365号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について」

(平成30年8月9日付け教生学第419号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(9)】「子どもを犯罪から守る対策への協力について」

(平成26年5月16日付け教生学第174号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」

(平成27年11月2日付け教生学第679号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「痴漢等のわいせつ被害の防止について」

(平成28年7月19日付け教生学第394号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題等の若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題への対応について」

(平成29年3月30日付け教生学第1235号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」

(平成29年9月4日付け教生学第464号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(10)】「児童生徒等の雪による事故の防止について」

(平成27年1月14日付け教生学第950号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【別記2(11)】「自転車の安全利用に向けた安全指導の徹底について」

(平成27年1月6日付け教生学第918号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の交通事故の防止について」

(平成27年6月16日付け教生学第274号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の交通事故防止について」

(平成27年10月29日付け教生学第673号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の交通事故の防止について」

(平成29年11月29日付け教生学第701号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「『北海道自転車条例』の周知について」

(平成30年4月25日付け教生学第86号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知) 「児童生徒の交通事故の防止について」

(平成30年5月15日付け教生学第146号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)「信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発等への協力依頼について」

(平成30年11月14日付け教生学第654号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

参考通知及び「学校安全読本」については、次のURLからダウンロードできます。

○学校教育局健康•体育課

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/ktktuuchi.htm

○学校教育局参事(牛徒指導・学校安全)

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ssatuuchi.htm (参考通知)

http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/anzen_dokuhon.htm (「学校安全読本」)